２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県中央市関原字アヤクサ二四三〇、二四三一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字アヤクサ二四三〇・二四三一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神社横の沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道北斗市村山

一〇番地先道路敷　一号

一番一　二号から五号まで及び九号

一番一地先道路敷　十号

北海道北斗市市渡

二三九番　六号から八号まで

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オイクショマナイ沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

北海道稚内市大字宗谷村の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	45°26′51.8296″	141°52′28.2348″
2	45°26′49.9920″	141°52′27.3345″
3	45°26′50.6032″	141°52′24.8287″
4	45°26′55.4412″	141°52′22.9456″
5	45°26′55.4945″	141°52′19.2334″
6	45°26′56.3615″	141°52′18.0641″
7	45°26′56.0239″	141°52′17.6958″
8	45°26′56.2610″	141°52′17.2519″
9	45°26′56.9327″	141°52′18.1595″
10	45°26′56.0148″	141°52′19.9091″
11	45°26′56.0431″	141°52′22.2254″
12	45°26′57.1160″	141°52′25.3079″

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ポンイクシナベツ川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

北海道斜里郡斜里町字越川及び字富士の区域内の土地のうち、次の一点から四十二点までを順次結んだ線及び一点と四十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43°50′01.4698″	144°47′48.5327″
2	43°50′05.7169″	144°47′44.7741″
3	43°50′06.0488″	144°47′45.5431″
4	43°50′02.9142″	144°47′48.3855″
5	43°49′58.7820″	144°47′55.8667″
6	43°49′57.7865″	144°48′01.9794″
7	43°49′56.3491″	144°48′04.8780″
8	43°49′53.4550″	144°48′02.0871″
9	43°49′50.2697″	144°48′02.9844″
10	43°49′50.2703″	144°48′09.0994″
11	43°49′49.1198″	144°48′13.5724″
12	43°49′48.0299″	144°48′16.4871″
13	43°49′45.9574″	144°48′18.5960″
14	43°49′46.9582″	144°48′21.6036″
15	43°49′45.1342″	144°48′23.9169″
16	43°49′43.7478″	144°48′25.0827″
17	43°49′41.7018″	144°48′25.6904″
18	43°49′46.1632″	144°48′30.8100″
19	43°49′48.1840″	144°48′35.0994″
20	43°49′44.7098″	144°48′37.7774″
21	43°49′44.0106″	144°48′39.7467″
22	43°49′41.1335″	144°48′45.0442″
23	43°49′39.2110″	144°48′43.5571″
24	43°49′42.0704″	144°48′37.3566″
25	43°49′43.6139″	144°48′33.9976″
26	43°49′40.5388″	144°48′32.5690″
27	43°49′39.5534″	144°48′29.2356″
28	43°49′39.4253″	144°48′24.5755″
29	43°49′41.6196″	144°48′23.0073″
30	43°49′40.7958″	144°48′18.3964″
31	43°49′40.5068″	144°48′15.5265″
32	43°49′43.3307″	144°48′14.4935″
33	43°49′45.9407″	144°48′09.2656″
34	43°49′48.2041″	144°48′06.5694″
35	43°49′47.0906″	144°48′04.5008″
36	43°49′47.8411″	144°48′00.5023″
37	43°49′48.4882″	144°47′58.1864″
38	43°49′50.7559″	144°47′56.3134″
39	43°49′52.4531″	144°47′57.2778″
40	43°49′53.6453″	144°47′55.7623″
41	43°49′56.4950″	144°47′51.4777″
42	43°49′58.7660″	144°47′49.0475″

四　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芽室川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

北海道上川郡清水町字羽帯南十三線の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を令和四年国土交通省告示第六百三十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線及び令和五年国土交通省告示第二十九号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	42°55′10.0409″	142°51′10.8838″
2	42°55′11.0037″	142°51′10.9937″
3	42°55′15.3720″	142°51′06.9479″
4	42°55′15.5974″	142°51′06.1387″
5	42°55′15.3563″	142°51′03.3666″